

市第 44 号議案関連資料

公立大学法人横浜市立大学が徴収する料金の上限の変更の認可について

1 趣旨

令和 4 年度の厚生労働省の診療報酬改定において、紹介状なしで受診した患者等から徴収する料金（以下、「非紹介患者加算料」という。）が変更されました。

これに伴い、公立大学法人横浜市立大学附属 2 病院から、非紹介患者加算料の上限の変更について申請がありましたので、これを認可します。

2 提案理由

地方独立行政法人である横浜市立大学が徴収する料金の上限の変更については、地方独立行政法人法第 23 条に基づき、地方独立行政法人設立団体の長が議決を経て認可することとされているため、提案します。

《参考》地方独立行政法人法（抜粋）

（料金）

第二十三条 地方独立行政法人は、その業務に関して料金を徴収するときは、あらかじめ、料金の上限を定め、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 設立団体の長は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

3 制度の概要

(1) 対象となる医療機関

料金変更の対象となるのは、非紹介患者加算料を徴収する責務を有する、特定機能病院の横浜市立大学附属病院（金沢区福浦）及び地域医療支援病院の横浜市立大学附属市民総合医療センター（南区浦舟）です。

特定機能病院	病床数が400床以上かつ高度医療を担う医療機関で、大学病院の本院など、厚生労働大臣が承認した病院 【横浜市立大学附属病院】
地域医療支援病院 (一般病床200床以上に限る)	病床数が200床以上かつ地域の診療所等との連携を担う医療機関で、都道府県知事が承認した病院 【横浜市立大学附属市民総合医療センター】

(2) 料金の上限の変更内容

	現行（税込）	変更後（税込）
他の保険医療機関等から文書による紹介によらずに初診を受ける時	5,500円	7,700円
病院及び診療所に対して文書による紹介を行う旨の申出を行ったにもかかわらず再診を受ける時	2,750円	3,300円

(3) 料金設定の考え方

現行の料金設定と同様に、厚生労働大臣が定める下限額（初診7,000円、再診3,000円）に消費税相当分（10%）を加算した額としています。（他の市内地域医療支援病院も同様の料金設定です。）

(4) 施行期日

令和4年10月1日

(5) その他

市立病院（市民病院、みなと赤十字病院）に関しても、本件と同様の料金変更について、「横浜市病院事業の経営する病院条例」の一部改正の議案が今定例会に提案されています。